

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主の利益を最大限尊重し、企業価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけております。そのために当社は、企業活動を支えている利害関係者との良好な関係を築くとともに、企業体質の強化、経営効率の向上を図り、監査・統制機能の強化に取り組み、経営の健全性・公平性・透明性を担保し、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

なお、当社はコーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図り、さらなる企業価値向上に取り組むため、2021年7月20日開催の第62期定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本5原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|--|----------|-------|
| 有限会社ワイ・エム・ジイ | 453,600 | 33.41 |
| 共和工業所取引先持株会 | 108,375 | 7.98 |
| 名古屋中小企業投資育成株式会社 | 104,400 | 7.69 |
| 共和工業所社員持株会 | 70,718 | 5.21 |
| 光通信株式会社 | 51,100 | 3.76 |
| ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505224(常任代理人株式会社みずほ銀行) | 50,000 | 3.68 |
| 株式会社北國銀行 | 46,000 | 3.39 |
| ピービーエイチフォーフィデリティロープライズドストックファンド(プリンシパルオールセクターサポートフォリオ)(常任代理人株式会社三菱UFJ銀行) | 42,337 | 3.12 |
| INTERACTIVE BROKERS LLC | 18,000 | 1.33 |
| カネマツ鋼材株式会社 | 15,420 | 1.14 |

支配株主(親会社を除く)の有無 更新

親会社の有無 更新 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 東京 JASDAQ

決算期 更新 4月

業種 更新 金属製品

| | |
|-------------------------------|---------|
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 更新 | 100人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 更新 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 更新 | 10社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 **更新**

当社は、親会社、上場子会社を有していません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|------------|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |
|------|------------|

【取締役関係】

| | |
|---|--------|
| 定款上の取締役の員数 更新 | 14名 |
| 定款上の取締役の任期 更新 | 1年 |
| 取締役会の議長 更新 | 社長 |
| 取締役の人数 更新 | 7名 |
| 社外取締役の選任状況 更新 | 選任している |
| 社外取締役の人数 更新 | 2名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 | 2名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | | |
| 小栗 徹 | 税理士 | | | | | | | | | | | | | |
| 竹内 広幸 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 監査等委員 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|-------|------|---|---|
| 小栗 徹 | | | 小栗徹氏は、当社が税務顧問を依頼している取引先の業務執行者ですが、その取引金額は僅少であります。 | 小栗徹氏は、税理士として豊富な経験と財務・会計に関する専門的な知識を有しております。一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。 |
| 竹内 広幸 | | | 竹内広幸氏は、当社が労務顧問を依頼している取引先の業務執行者ですが、その取引金額は僅少であります。 | 竹内広幸氏は、中小企業診断士及び社会保険労務士として豊富な経験と幅広い見識を有しております。一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。 |

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 **更新**

| | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 委員長(議長) |
|--------|--------|---------|----------|----------|---------|
| 監査等委員会 | 3 | 1 | 1 | 2 | 社内取締役 |

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 **更新**

なし

現在の体制を採用している理由 **更新**

当社では監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会の職務を補助するための使用人を置くこととしておりますが、提出日現在においては配置していません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

監査等委員、内部監査委員会及び会計監査人は、それぞれの年間計画、監査報告書の閲覧や監査報告会等を通じて総務、経理等の部門の監査結果の情報の交換を行い、相互の連携を密にして内部統制機能の向上に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 **更新**

なし

【独立役員関係】

独立役員の数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 **更新**

実施していない

該当項目に関する補足説明 **更新**

役員報酬の業績連動やインセンティブの仕組みに関しては、今後必要に応じて検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新**

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第62期(2020年5月1日～2021年4月30日)において、当社の取締役に支払った報酬は77,801千円です。なお、取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬及び退任時の退職慰労金とし、固定報酬については、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定いたします。退職慰労金については、退職慰労金規程に基づき退任時に決定し支給するものといたします。個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長 山口真輝がその具体的内容について委任を受けるものといたします。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断しているためであります。

【社外取締役のサポート体制】

管理部長が、常勤の監査等委員である取締役と共同して、毎月1回以上開催される取締役会資料や適時開示資料の送付や説明を行っております。また、監査等委員が必要とした場合には、監査等委員の職務を補助すべき使用人を置きます。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図り、さらなる企業価値向上に取り組むため、2021年7月20日開催の第62期定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

(取締役会)

取締役会は提出日現在において取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名、監査等委員である取締役3名の取締役7名(うち社外取締役2名)で構成しており、月1回以上開催され、業務執行に係る重要な事項はすべて付議され、経営の妥当性・効率性・公正性等について適宜検討されております。議長は、代表取締役社長山口真輝であります。

(監査等委員会)

監査等委員会は提出日現在において3名(うち社外取締役2名)で構成しております。財務・会計に関する知見を有する監査等委員を選任するとともに、常勤の監査等委員を設置することで必要な情報の収集力を強化し監査の実効性向上を図っております。監査等委員会は、監査方針・監査計画の決定、職務の執行状況の報告を行うとともに、常勤の監査等委員は経営企画会議などの重要会議に出席し、監査等委員会を通じて監査等委員間での情報共有を図っており、経営に関する監視の強化に努めております。議長は、取締役(監査等委員)小泉茂男であります。

(経営企画会議)

経営企画会議は、部長以上のメンバーにより経営目的を完遂するため、各部、各職制間の意思疎通および調整を図り、更に総合化のため、健全な結論に到達するため各種の広範な情報を必要とする時などに開催を行っております。議長は、代表取締役社長山口真輝であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2021年7月20日開催の第62期定時株主総会におきまして、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

当社は、これまで、当社事業に精通した社内出身の取締役を中心に、当社グループの特性を踏まえた機動的かつ柔軟な経営判断を取締役にて行うことを重視してきました。

こうした点を勘案し、社外取締役が過半数以上で構成される監査等委員会の機能を活用し、業務執行の監査・監督機能及びコーポレートガバナンス体制をより一層強化し、更なる企業価値の向上を目指すことが当社のガバナンス体制として最も有効であると判断し、本体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---------------|--|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 当社は、株主総会招集通知を開催日の2週間前に発送し、発送日前日に当社ウェブサイトにおいて招集通知を掲載しております。株主に議案をご検討いただくために十分な期間を確保できていると考えておりますが、早期発送については今後検討してまいります。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|------------------|--|---------------|
| IR資料のホームページ掲載 | 当社のホームページに、株主宛ての年次報告書及び中間報告書を掲載しております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 管理部長がIRを担当しております。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---------------------------|---|
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | ISO14001審査登録を受け、環境マネジメント・システムの運用を行い、省エネルギーや産業廃棄物の削減活動に取り組んでおります。 また、毎年2回、当社周辺の清掃ボランティア活動を実施しております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 経営のガラス張りを目指し、経営者と労働組合による会組会議を毎月1回開催し、経営状況の説明や問題点の検討を行っております。 |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において次のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を定めております。

ア.取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、社是(誠意と熱意と創意と奉仕による共存共栄)並びに経営の基本方針に則った「各種管理規程」を制定し、代表取締役社長がその精神を全使用人に継続的に伝達するため、毎月第1営業日に全使用人を集め、社長朝礼を行い、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点として徹底する。

また、経営企画室が中心となって、各部門の業務の進捗状況、懸案事項等の情報の共有化と相互チェックのため社長以下取締役及び各部門の責任者で構成する部門診断を月1回開催する。

イ.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」に基づき整理・保存する。監査等委員会は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査する。

ウ.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「経理規程」「与信限度管理規程」「安全衛生管理規程」等の管理規程により、リスク管理体制を整備している。今後も監査等委員会はリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的リスク管理体制を見直し、問題点の把握に努める。

エ.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営企画室は、中期経営計画及び年次経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。各部門担当取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。取締役会において定期的に報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

オ.当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a.子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は「子会社管理規程」に基づき、子会社の取締役等の職務の執行状況及び報告事項についての関係書類を子会社より提出を求め、月1回開催する取締役会にて報告する。

b.子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスクマネジメント責任者を設置し、子会社においてリスクが顕在化した場合には当社管理部と連携して対策にあたる。
・内部監査計画書に基づく全社的な内部統制項目を、監査等委員である取締役が毎年子会社を訪問し、リスク管理体制等についての問題点の把握に努める。

c.子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社は独自に中期経営計画書を作成し、経営の自主性及び独立性を尊重して運営にあたる。執行状況は毎月当社に報告する。問題点があれば、当社は取締役会にてその要因の分析とその改善を図る。

d.子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社の社是及び経営の基本方針に基づき、子会社にも社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築させる。
・監査等委員会が内部統制システムの構築・運用状況を含め、職務執行を監査する体制を構築する。

カ.監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は必要に応じて、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置く。

キ.前号の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保するため、監査等委員会の同意を得て、当該使用人の任命・異動等を行う。

ク.監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社役員および使用人に周知徹底する。

ケ.次に掲げる体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

a.当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

・取締役は、その執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査等委員会に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。

・また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は毎月行われる部門診断において、その職務の執行状況について報告する。

b.子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

・子会社の役員及び使用人は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

・子会社の役員及び使用人は、法令等の違反により著しい損害を及ぼす事実を発見したら、当社の経営企画室へ報告する。

・経営企画室は、定期的に監査等委員会に対して、子会社におけるコンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

・経営企画室は、子会社の内部通報の状況について、通報者の匿名性を重視し取締役に対して報告する。

コ.監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った役員及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を全役員及び使用人に徹底する。

サ.監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員からの職務の執行についての費用の前払い等の請求があった場合は、審議の上、職務上必要で無いことを証明した場合を除き、当該費用又は債務を支払うこととする。

シ.その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員である取締役は重要な意思決定について、業務の執行状況を把握するため、取締役会及び重要な会議に出席するとともに、稟議書並びに各部門の業務報告書類の回付を受け、必要に応じてヒアリングを行う。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業務執行について独立した立場から監査を実施する。なお、監査等委員会は、会計監査人と適宜情報交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社は企業の社会的責任を果たすため、反社会的勢力の排除はコンプライアンス上、重要であると認識しております。また、取引関係を一切持たず、不当な要求に対して毅然として対応することを基本的方針としております。

(2) 反社会的勢力に対する対応は、社内では管理部にて一元管理を行い、外部機関では警察署、暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等と連携、協力し情報収集をはかります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

(1) 決定事実

重要な決定事実については、原則として毎月開催する取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行っております。

決定事項の開示については管理部長を中心に検討しており、迅速に行うよう努めております。必要に応じて会計監査人による監査および弁護士、税理士等によるアドバイスを適宜受けており、正確かつ公平な会社情報を開示することにも努めております。

(2) 発生事実

発生事実については、当該部署より情報を入手して、管理部長を中心に適時開示項目に該当するか検討しております。適時開示事項にあたるかと判断した場合、経営陣への報告または必要に応じ取締役会決議を経て、迅速に情報開示をいたします。

(3) 決算に関する情報

決算に関する情報については、管理部が作成及び開示を行っております。

決算数値等については会計監査人による監査並びに監査役会の監査を経て、取締役会で決定し、管理部より速やかに適時開示を行います。